

四日市市企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第47号

四日市市企業立地促進条例の一部を改正する条例

四日市市企業立地促進条例（平成12年四日市市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (条例の失効) 2 この条例は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に指定を受けた施設等に係る奨励措置については、この条例は、なおその効力を有する。 3 及び 4 (略)	附 則 1 (略) (条例の失効) 2 この条例は、 <u>平成32年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に指定を受けた施設等に係る奨励措置については、この条例は、なおその効力を有する。 3 及び 4 (略)

改正後	
別表（第3条関係）	
施設等の類型	投下固定資産総額等
1 物品の製造事業その他規則に定める事業に係る施設等	(略)
2 <u>製造業のIoT、AI等を導入するスマート化事業に係る施設等</u>	<u>新增設のための投下固定資産総額が、2億円（中小企業者等にあつては2千万円）以上であり、かつ償却資産に係る投下額が5千万円（中小企業者等にあつては2千万円）以上であること。</u>
3 重点分野として規則で定める事	(略)

業に係る施設等	
4 (略)	
5 あがた栄工業団地、南小松工業団地及び鈴鹿山麓リサーチパーク 新規進出企業	新增設のための投下固定資産総額が、2千万円以上であり、かつ償却資産に係る投下額が2千万円以上であること。
6 <u>物流施設を立地する事業に係る施設等</u>	新增設のための投下固定資産総額が、5億円（中小企業者等にあつては3億円）以上であり、かつ償却資産に係る投下額が5千万円以上であること。ただし、償却資産に係る投下額は、機械及び装置、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品の合算額をいう。

改正前

別表（第3条関係）

施設等の類型	投下固定資産総額等
1 物品の製造事業その他規則に定める事業に係る施設等	(略)
2 <u>自然科学研究所に該当する施設等</u>	<u>新增設のための投下固定資産総額が、3億円（中小企業者等にあつては2千万円）以上であり、かつ償却資産に係る投下額が5千万円（中小企業者等にあつては2千万円）以上であること。</u>
3 重点分野として規則で定める事業に係る施設等	(略)
4 (略)	
5 あがた栄工業団地、南小松工業	新增設のための投下固定資産総額

<p>団地、<u>鈴鹿山麓リサーチパーク</u>及び<u>テクノフロンティア四日市新規進出企業</u></p>	<p>が、2千万円以上であり、かつ償却資産に係る投下額が2千万円以上であること。</p>
<p>6 <u>物流機能を有する保管施設に係る施設等</u></p>	<p>新增設のための投下固定資産総額が、5億円（中小企業者等にあつては3億円）以上であり、かつ償却資産に係る投下額が5千万円以上であること。ただし、償却資産に係る投下額は、機械及び装置、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品の合算額をいう。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市企業立地促進条例の規定は、令和2年4月1日以後に第4条に規定する指定の申請がなされた施設等に係る奨励措置から適用し、同日前に指定の申請がなされた施設等に係る奨励措置については、なお従前の例による。

(商工農水部商工課)